

令和6年度定額減税に伴う徴収方法の変更点について

(1) 定額減税対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

※納税者本人が均等割・森林環境税のみ課税される場合は対象となりません。

(2) 減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

(3) 徴収方法

① 特別徴収

(給与から個人住民税が差し引かれるかた)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11ヶ月で均されます。



② 普通徴収

(納付書及び口座振替でお支払いいただくかた)

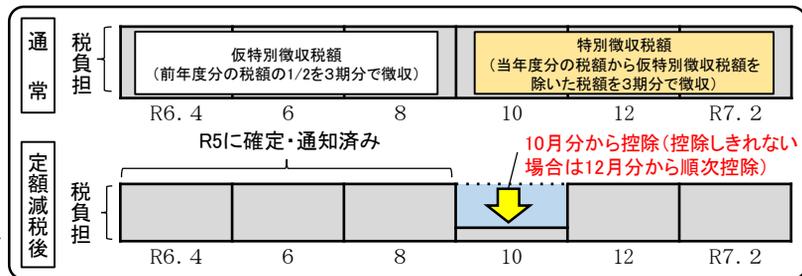
定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



③ 年金特別徴収

(公的年金から個人住民税が差し引かれるかた)

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



(4) その他

- 減税額については、納税通知書の5ページ「課税明細書」又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。※スケジュール内容等は調整中です。
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、[国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」](https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm)をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)